

## 第8期盛岡市介護保険事業計画における介護保険料について

### 1 改正の趣旨

介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく第8期盛岡市介護保険事業計画の策定に伴い、令和3年度から令和5年度までの介護保険料の保険料率を定めるとともに、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の改正に伴う令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例措置について定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

### 2 改正の内容

(1) 令和3年度から令和5年度における第1号被保険者の介護保険料の各所得段階区分及び保険料率の年額を別表のように定める。

ア 保険料算定の基礎となる基準額月額は、第7期から据え置きと同額とする。

イ 国が示した基準に基づき第7段階、第8段階及び第9段階における基準所得金額を改正する。

ウ 所得の段階区分が第1所得段階から第3所得段階までの低所得者第1号被保険者については、引き続き公費投入による保険料の減額賦課保険料を定める。

(2) 第1号被保険者の保険料額の算定に係る合計所得金額の特別控除に、「低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得」が追加されたことに伴う改正

※ 低未利用土地等（居住や業務等の用途に供されておらず、又はその利用程度が著しく劣っているとみとめられる土地）を譲渡した場合に譲渡益から100万円を控除することができることが規定された。

(3) 平成30年度及び令和2年度税制改正により給与所得控除と公的年金等控除が10万円引き下げとなる一方、基礎控除額を10万円引き上げる振替措置が行われることから、給与所得控除又は公的年金等控除が適用される被保険者に、介護保険料の負担水準に関して不利益が生じないように、第1号被保険者の保険料率の算定における合計所得金額から10万円を控除する特例措置を定める。

### 3 施行期日

令和3年4月1日

別表

段階区分	対象者	保険料基準額 月額	料率	月額	年額
第1段階	・生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている人 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人 ・世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下の人	6,174円	0.30 ※注 (0.50)	1,852円  (3,087円)	22,200円  (37,000円)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入＋合計所得金額が80万円を超え120万円以下の人		0.45 ※注 (0.7)	2,778円  (4,322円)	33,300円  (51,900円)
第3段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、第1段階、第2段階以外の人		0.70 ※注 (0.75)	4,322円  (4,631円)	51,900円  (55,600円)
第4段階	・本人は住民税非課税だが、同じ世帯に住民税課税者がおり、本人の課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下の人		0.85	5,248円	63,000円
第5段階	・本人は住民税非課税だが、同じ世帯に住民税課税者がおり、本人の課税年金収入＋合計所得金額が80万円を超える人		1.00 [基準]	6,174円 [基準]	74,100円
第6段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得が120万円未満の人		1.20	7,409円	88,900円
第7段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得が120万円以上210万円未満の人		1.30	8,026円	96,300円
第8段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得が210万円以上320万円未満の人		1.50	9,261円	111,100円
第9段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得が320万円以上400万円未満の人		1.70	10,496円	125,900円
第10段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得が400万円以上700万円未満の人		1.95	12,039円	144,500円
第11段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得が700万円以上の人		2.10	12,965円	155,600円

※注：本表の第1～3段階の括弧書きは、本来徴収すべき介護保険料の料率で、公費による保険料軽減前のものである。

資料

1. 第8期の介護保険料の基準額月額について

11月全員協議会での揭示額 6,588円

↓	(1) 地域支援事業費精査による影響	+14円
	(2) 令和3年度の介護保険報酬改定率の反映	+106円
	(3) 調整交付金の見直しの反映	△58円
	(4) 基準所得金額の変更の反映	+15円
	(5) 介護保険料予定収納率の変更	△16円
	(6) 介護給付費準備基金の取崩	△475円
	(1)～(6) 合計	△414円

保険料基準額月額 6,174円 (第7期と同額に据え置く)

2. <<段階別料率 (国標準との比較)>>

世帯	個人	段階区分の内容	第8期(R3~5)			
			国標準		盛岡市(案)	
			段階	料率	段階	料率
非課税世帯	個人非課税者	生活保護者, 老齢福祉年金受給者	第1段階	0.50	第1段階	0.50
		課税年金収入+合計所得金額 80万円以下	第2段階	0.75	第2段階	0.70
		課税年金収入+合計所得金額 80万円超 120万円以下	第3段階	0.75	第3段階	0.75
		課税年金収入+合計所得金額 120万円超	第4段階	0.90	第4段階	0.85
		課税年金収入+合計所得金額 80万円以下	第5段階	1.00	第5段階	1.00
課税世帯	個人課税者	課税年金収入+合計所得金額 80万円超 (標準段階)	第6段階	1.20	第6段階	1.20
		合計所得金額 120万円未満	第7段階	1.30	第7段階	1.30
		合計所得金額 120万円以上 210万円未満	第8段階	1.50	第8段階	1.50
		合計所得金額 210万円以上 320万円未満	第9段階	1.70	第9段階	1.70
		合計所得金額 320万円以上 400万円未満			第10段階	1.95
		合計所得金額 400万円以上 700万円未満			第11段階	2.10
合計所得金額 700万円以上						

3. <<第1号被保険者の保険料基準額月額算出根拠>>

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3年間の総額
標準給付費見込額①	27,006,170千円	27,771,207千円	28,644,710千円	83,422,087千円
地域支援事業費②	953,195千円	975,286千円	998,274千円	2,926,755千円
給付費等合計③ (①+②)	27,959,365千円	28,746,493千円	29,642,984千円	86,348,842千円
第1号被保険者負担分④ (③×23%)	6,430,654千円	6,611,693千円	6,817,886千円	19,860,234千円
調整交付金相当額⑤	5.00%	5.00%	5.00%	
((④+介護予防等総合事業費)×5%)	1,376,485千円	1,415,237千円	1,459,434千円	4,251,156千円
調整交付金見込額⑥	5.37%	5.15%	4.94%	
((④+介護予防等総合事業費)×5%)	1,478,345千円	1,457,694千円	1,441,921千円	4,377,960千円
調整交付金勘案後額⑦ (④+⑤-⑥)				19,733,430千円
財政安定化基金拠出金⑧				千円
介護給付費準備基金取崩額⑨				1,410,000千円
保険料収納必要額⑩ (⑦+⑧-⑨)				18,323,430千円
予定保険料収納率⑪				98.94%
第1号被保険者保険料賦課総額⑫ (⑩/⑪)				18,519,739千円
所得段階別補正後被保険者数⑬	82,517人	83,323人	84,128人	249,968人
第1号被保険者保険料基準額月額⑭ (⑫/⑬/12月)				6,174円

4. <期別保険料推移>

期別	保険料基準月額	対前期増減 (金額)	対前期増減 (割合)
第1期	3,031円		
第2期	2,683円	▲ 348円	▲ 11.5%
第3期	3,676円	993円	37.0%
第4期	4,312円	636円	17.3%
第5期	5,245円	933円	21.6%
第6期	6,174円	929円	17.7%
第7期	6,174円	— 円	—
第8期	6,174円	— 円	—

5. <段階別保険料・料率 (第7期計画との比較)>

世帯	個人	段階区分の内容	第7期(H30~R2)			第8期 (R3~5)			増減	
			盛岡市			盛岡市(案)			料率	月額保険料
			段階	料率	月額保険料	段階	料率	月額保険料		
非課税世帯	個人非課税者	生活保護者, 老齢福祉年金受給者	第1段階	0.30	1,852円	第1段階	0.30	1,852円	—	円
		課税年金収入+合計所得金額 80万円以下		(0.5)	(3,087円)		(0.5)	(3,087円)	—	円
		課税年金収入+合計所得金額 80万円超 120万円以下	第2段階	0.45	2,778円	第2段階	0.45	2,778円	—	円
				(0.70)	(4,322円)	(0.70)	(4,322円)	—	円	
		課税年金収入+合計所得金額 120万円超	第3段階	0.70	4,322円	第3段階	0.70	4,322円	—	円
		(0.75)	(4,631円)	(0.75)	(4,631円)	—	円			
課税世帯	個人課税者	課税年金収入+合計所得金額 80万円以下	第4段階	0.85	5,248円	第4段階	0.85	5,248円	—	円
		課税年金収入+合計所得金額 80万円超 (標準段階)	第5段階	1.00	6,174円	第5段階	1.00	6,174円	—	円
		合計所得金額 120万円未満	第6段階	1.20	7,409円	第6段階	1.20	7,409円	—	円
		合計所得金額 120万円以上 200万円未満	第7段階	1.30	8,026円	第7段階	1.30	8,026円	—	円
		合計所得金額 200万円以上 210万円未満	第8段階	1.50	9,261円				▲ 0.20	▲ 1,235円
		合計所得金額 210万円以上 300万円未満				第8段階	1.50	9,261円	—	円
		合計所得金額 300万円以上 320万円未満	第9段階	1.70	10,496円	▲ 0.20	▲ 1,235円			
		合計所得金額 320万円以上 400万円未満				第9段階	1.70	10,496円	—	円
合計所得金額 400万円以上 700万円未満	第10段階	1.95	12,039円	第10段階	1.95	12,039円	—	円		
合計所得金額 700万円以上	第11段階	2.10	12,965円	第11段階	2.10	12,965円	—	円		

(注) 本表の第1~3段階の括弧書きは、公費による保険料引下げを行う前のものです。